

一般社団法人滋賀グリーン活動ネットワーク 会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第7条の規定に基づき、本法人の会員が納入する会費について、必要な事項を定めるものとする。

(会費及び賛助会費の額)

第2条 会員は、入会した時及び毎年、事業年度ごとに会費を納入しなければならない。

2 会費の額は、次の通りとする。

(1) 正会員 1口 11,000円

(2) 正会員 年間活動規模5百万円未満の非営利団体 1口 5,000円

(3) 賛助会員 個人 1口 3,000円

(4) 賛助会員 団体 1口 30,000円

3 正会員は自主的な対応により、自らの組織における滋賀県内の従業員数に応じて、下記により複数口の会費を負担できるものとする。

(1) 従業員500人未満 1口以上

(2) 従業員500人以上1000人未満 2口以上

(3) 従業員1000人以上5000人未満 3口以上

(4) 従業員5000人以上 4口以上

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、総会の決議により行う。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事会において別に定める。

付 則

この規程は、一般社団法人滋賀グリーン購入ネットワークの設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程は、令和元年6月4日に改定し、令和2年4月1日より施行する。